資料№１

○大野市特別職報酬等審議会条例

昭和４１年１０月１１日

条例第４３号

（設置）

第１条　市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、大野市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会議員の議員報酬の額

(2) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１００条第１４項に規定する政務活動費の額

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

（委員）

第３条　審議会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、大野市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民の中から必要の都度市長が任命する。

３　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、行政経営部総務課において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４５年条例第２４号）

この条例は、昭和４５年１０月１日から施行する。

附　則（昭和５８年条例第１５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、昭和５８年１０月１日から施行する。

附　則（平成７年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年条例第１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年条例第３８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（政務調査費に関する必要な準備）

２　市長は、改正後の大野市特別職報酬等審議会条例第２条第２号に規定する事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、この条例の施行の日前においても大野市特別職報酬等審議会から意見を聴くことができる。

附　則（平成１７年条例第９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年条例第５号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年条例第４０号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第９号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により在職する間は、この条例の規定は適用せず、この条例による改正前の各条例の規定はなお効力を有する。

附　則（令和３年条例第７号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。